

第4回石巻市新型コロナウイルス等対策本部会議要旨

日 時：令和2年4月21日（火）
午前9時～午前9時50分
場 所：防災センター2階 多目的ホール

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症の状況等について【健康部】

○県内の発生状況

- ・確定患者 [4/16 22:00 現在] 県内83例（前日比 +4名）
- ・PCR検査実施状況 [4/16 現在] 県内1,203件

○国の対応（主に厚生労働省）

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定（4/7、4/11、4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（4/7閣議決定）
- ・緊急事態宣言の区域を7都府県から全国に対象区域を拡大（4/16）
※期間：4/16（木）から5/6（水）まで

○県の対応

- ・新型コロナウイルス感染症（石巻圏域新型コロナウイルス等）対策会議の開催（4/17）
※石巻保健所相談件数（4/16現在）606件
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入を4/16から開始 ※県内の軽症者2名を初日受入

○本市の対応

- ・全都道府県を区域対象とした緊急事態宣言を受け、市民に対し動画による市長メッセージを配信（4/17～）
- ・相談件数（4/16現在）本庁435件、総合支所40件 計403件
- ・妊婦へマスク配布（4/16現在）本庁435件、総合支所104件 計539件
- ・市民課などの窓口に「飛沫感染防止仕切り板」を設置（4/17）
- ・石巻市議会との情報連携として全員協議会の開催（4/10）

[審議事項]

1 避難所における新型コロナウイルス対応方針について

<開設指針>

災害発生時、避難所を開設する際は過密状態を回避するため、可能な限り多くの避難所開設に努め、発熱等に健康観察が必要な住民については、会議等の専用スペースに移動を促す。

<運営方針>

発生した災害に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の感染対策のほか、十分な換気やスペースを確保する。また、発熱等の症状がある避難者には、専用のスペースを確保し、他の避難者との分離を図る。

※指定避難所には学校体育館が多いので、空き教室への移動等による密状態を回避するための判断を避難所担当職員ができるようなマニュアルを作成する。また、追跡調査を念頭に置き、名簿の作成や検温、簡単なトリアージ等もまとめる。

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策総合相談窓口の設置について【総務部】

4/7に閣議決定され、国会に提出される予定の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する問合せへの対応等を行うため、総合相談窓口を設置するもの

○場所

- ・本庁舎2階レセプト点検室内にコールセンターを設置
- ・相談窓口は、本庁舎2階保険年金課窓口の一部に総合案内窓口カウンターを設置

○設置期間

- 4/27(月)から3か月間程度 ※状況に応じて設置期間延長
→受付時間は午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

○職員配置体制

- 配置人数7名(窓口3名、電話対応4名)。公民館の再任用職員(応援)が対応
- ・各事業の概要や担当部署をまとめたマニュアルを作成し、応援職員に配付
 - ・想定されるQ&Aについては、出来上がり次第配付
- 各担当部署と連携し、様々なケースを受付する中でQ&Aを構築していく。

[その他]

1 石巻総合運動公園子ども広場遊具の使用禁止について【教育委員会・建設部】

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、子どもたちを密集させないため、子ども広場遊具の使用を禁止、感染拡大の防止を図るもの

○使用中止期間 4/22(水)から5/10(日)まで

- ・利用者数[直近]4/11(土)319名、4/12(日)468名、4/15(水)229名
- ・使用禁止決定後、速やかに遊具設置エリアへ侵入できないように柵で囲うとともに、市のホームページと周知看板等により、遊具の使用禁止について周知
- ・屋外での運動や散歩に対する配慮のため、公園への出入りに制限はしない。

○公園の遊具の使用禁止について

誘致距離が大きい近隣公園(約500m圏内)以上の公園を対象とし、日常生活圏を誘致距離(約250m圏内)としている街区公園以下は、今回の禁止措置の対象外

○遊具使用禁止の公園 ※7公園

追波川河川運動公園、中瀬公園、河南中央公園、北上公園、日和山公園、押切沼公園、あゆみ野近隣公園

- ・遊具に使用禁止テープ等を巻きつけ、使用禁止看板を設置(市のホームページで周知)
- ・使用禁止期間 4/22(水)から5/10(日)まで

2 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言対象区域拡大に伴う対応について

【建設部】

- （仮称）石巻市複合文化施設建設工事の休止
 - ・休止期間は4/25（土）から5/10（日）まで
 - ・GW、土、日を除くと5日間の休業の追加
- 今後は、土曜日の閉所を削減し、工程回復にあたる。

3 市立小中学校・桜坂高校の在宅勤務について【教育委員会】

宮城県教育庁において、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における県立学校職員の在宅勤務実施要領が4/17付で制定

- 各県立学校長が認めた場合、教職員の在宅勤務を認める。
- 本市も県と同様に実施（市立小中学校、桜坂高校） ※施行日4/20

4 飲食店の昼食デリバリー利用推進について【復興政策部】

飲食店の夜間営業は自粛の形で進められており、店側は苦労を強いられている。市の組織全体で飲食店を支援するため、昼食デリバリーの利用推進について総務部長又は人事課長名で職員に協力要請できないか。

5 民間の委員を交えた会議の開催等に関する今後の対応について【財務部】

各種計画を策定するにあたり、民間の委員を交えた会議の開催については、現在、延期等の対応を取っているが、長期化した場合の対応等について方向性を決める必要があると考えられるので、今後、幹事会で検討してほしい。

6 観光施設等の臨時休館について【産業部】

- 田代島マンガアイランドの開所日を5/10に延期
- 牡鹿家族旅行村は4/24から5/10までの間休止

7 対策本部会議の審議事項について【総務部】

対策本部会議の審議事項として提案する案件は、急を要するもののみとする。

※通常の庁議日程で支障がない案件は、庁議案件として復興政策課に提出

【市長】

現在、石巻圏域では新型コロナウイルス感染者は発生していないが、本庁舎内の3密を防止するための対策を進めていく必要がある。各部で環境整備について提案し、可能なものは実施してほしい。各職員には改善策を検討してほしい。

以 上